

社会保険 とっとり

vol.619

2022
11

今月の記事

- 健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額の特例改定を延長等します
- 健康保険クイズ「保険証を使うことができる場面はどれ？」
- 米子年金事務所内の協会けんぽ出張窓口は、
令和5年3月10日(金)をもちまして、閉鎖いたします。
- 教授の「職場の健康づくり研究室」
第102回～労働災害防止におけるヒューマンエラーについて～
- 契約保養施設 利用料補助・優待利用のご案内
- 鳥取支部「イキイキ健康づくりゴルフ大会」の結果



FUKUDA
2021.

福部村 八重原

福部町八重原

(鳥取県美術家協会会員 福田典高氏)

年金事務所からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬月額が下がった場合

健康保険・厚生年金保険料の 標準報酬月額の特例改定を延長等します

令和4年10月から令和4年11月までの間に、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、報酬が著しく下がった方のうち、一定の条件に該当する場合は、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定(4か月目に改定)によらず、**特例により翌月から改定可能**です。

また、**既に特例改定を受けた方**のうち、一定の条件に該当する場合は**令和4年9月から適用された定時決定を特例により変更可能**です。

なお、令和4年8月から令和4年9月までの間に休業により報酬が著しく下がった方についても、令和4年11月末まで申請を受付けています。



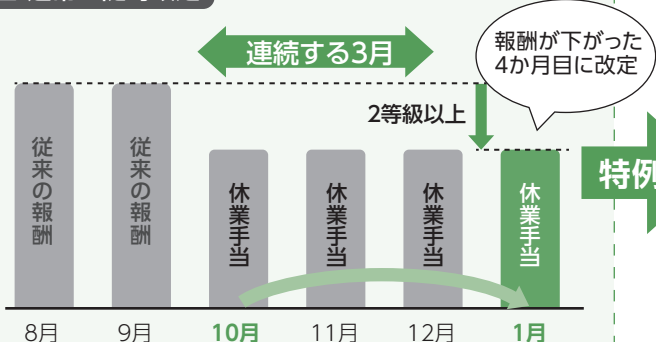
対象となる方

① 新たに休業により報酬が著しく低下した方の特例 (次のすべてに該当する方が対象)

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業(時間単位を含む)があったことにより、令和4年10月から令和4年11月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方
- 著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額(1か月分)が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方
※ 固定的賃金(基本給、日給等単価等)の変動がない場合も対象となります。
- 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している
※ 被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。
(改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含みます。)

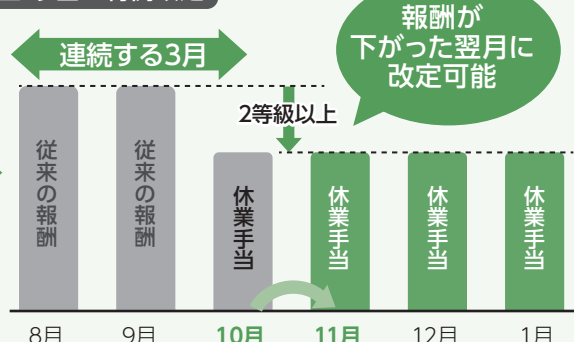
例えば **10月から休業手当が支払われた場合**
通常であれば4か月目の1月に改定となります。

■ 通常の随時改定



今回の特例を利用した場合
11月から改定が可能となります。

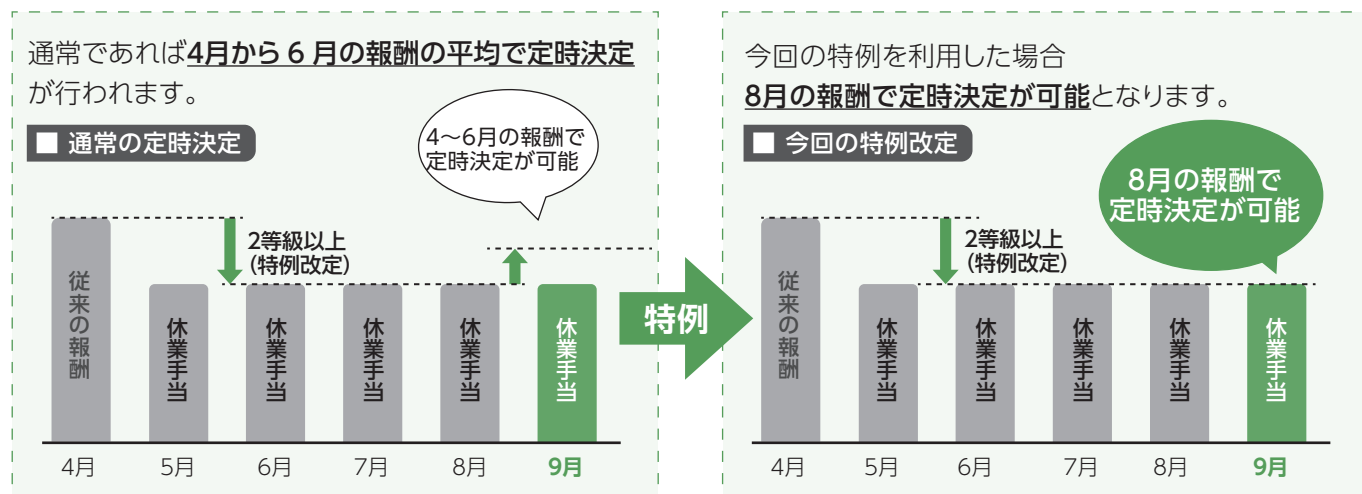
■ 今回の特例改定



※ 申請により保険料が遡及して減額した場合、被保険者へ適切に保険料を返還する必要があります。

② 令和3年6月から令和4年5月までに休業により著しく報酬が低下し特例改定を受けている方の特例（次のすべてに該当する方が対象）

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、令和3年6月から令和4年5月までに報酬が著しく低下し、特例改定を受けた方
（令和3年度において、定時決定における保険者算定の特例を受けた方を含む・休業が回復した者を除く）
- 令和4年8月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、令和4年9月の定時決定で決定された標準報酬月額に比べて2等級以上低い方
- 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している（前述 ①と同様です。）



※申請により保険料が遡及して減額した場合、被保険者へ適切に保険料を返還する必要があります。

対象となる保険料

- 休業により報酬等が急減した月（②の場合は令和4年8月となります。）の翌月以降の保険料が対象となります。
※令和4年10月または同年11月を急減月とするものは令和5年1月末までに届出があったものが対象となります。それまでの間は遡及して申請が可能ですが、給与事務の複雑化や年末調整等への影響を最小限とするため、改定をしようとする場合は、できるだけ速やかに提出をお願いします。

申請手続について

- 月額変更届（特例改定用）に申立書を添付し管轄の年金事務所に申請してください。
- 申請期限 令和5年1月31日（必着）…令和4年10月または同年11月を急減月とするもの
※管轄の年金事務所へ郵送してください。（窓口へのご提出も可能です。）
※届書及び申立書については日本年金機構ホームページからダウンロードできます。
※本特例措置は、同一の被保険者について複数回申請を行うことはできません。
- ※「対象となる方」の①に該当する方は「令和4年8月～令和4年11月を急減月とする場合」の月額変更届（特例改定用）を、
②に該当する方は「8月報酬による定時決定の場合」の月額変更届（定時決定の保険者算定の特例に当たっての参考資料）を使用してください。

詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」までお気軽にご相談ください

ねんきん
加入者
ダイヤル

0570-007-123（ナビダイヤル）

03-6837-2913（050から始まる電話でおかけになる場合）

受付時間 月～金曜日：午前8時30分～午後7時 第2土曜日：午前9時30分～午後4時



日本年金機構
Japan Pension Service

↓ より詳しくお知りになりたい方はこちら

年金機構 特例改定延長

検索

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tokureikaitei4.html>



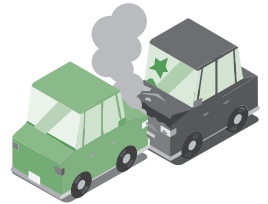
健康保険クイズ

協会けんぽ鳥取支部

Q 次のうち保険証を使うことができる場面はどれ？

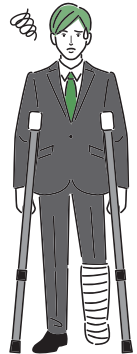
(答えはページ下にあります)

- 1 自動車同士の衝突事故でケガをしたが、10万円を受け取り示談を終了した。その後、病院でケガの検査を受ける場合。
- 2 友人が運転する自動車に同乗中、自損事故に遭い、ケガの検査を受ける場合。
- 3 自動車で通勤中、衝突事故でケガをして、病院で治療する場合。



交通事故によるケガで保険証を使う場合は届出が必要です

私用中に発生した「交通事故・暴力など」の第三者(相手方)の行為によって負傷などをした際に、保険証を使用しての受診や健康保険給付の申請をする場合は、「第三者等の行為による傷病届」の提出が必要です。なお、損害保険会社から医療費の支払いがあり医療機関の窓口での支払いが0円の場合でも、健康保険を使用した場合には届出が必要です。



業務上、通勤途上の交通事故によるケガの場合、健康保険は使用できません！

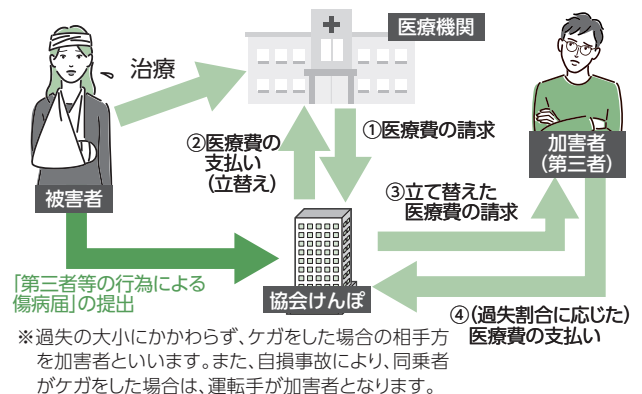
業務上・通勤途上の交通事故によるケガは健康保険を使用できませんが、労災保険の対象となります場合があります。労災保険の認定等、詳しくは労働基準監督署にご相談ください。

※労災保険の対象とならない法人の役員等は協会けんぽのレセプトグループにご相談ください。状況により健康保険を使用できる場合があります。

なぜ、「第三者等の行為による傷病届」は必要なの？

交通事故などの第三者等の行為によるケガの治療に必要な医療費は、本来加害者が負担すべきものです。

健康保険で治療を受けたときは、協会けんぽが加害者(損害保険会社等)に代わって医療費を立て替えたことになり、あとで協会けんぽから加害者に請求することになります。その事実確認のために「第三者等の行為による傷病届」の提出が必要となります。届書がすぐに提出できないときは、取り急ぎ事故等の状況をお電話などによりお知らせいただき、後日できるだけ早くご提出ください。



クイズの答えは②

①の場合は、保険証を使用することができません。示談終了後の医療費を含み10万円で示談したと解釈されます。通常示談は、治癒または症状固定後に行われますので、治癒する前に示談は行わないよう慎重に行ってください。もし、誤って保険証を使用した場合は協会けんぽが負担した医療費を返還いただくことになります。

②の場合は、保険証の使用はできますが、協会けんぽへ第三者等の行為による傷病届が必要です。協会けんぽが負担した医療費は、当協会が運転手の保険会社等に請求します。

③の場合は、通勤途上の交通事故は、労災保険の対象となりますので、原則健康保険は使用できません。負傷された原因を文書でお尋ねすることがあります。文書が届いた方は、お手数ですが、回答期限までにご返送くださいますようお願いいたします。



米子年金事務所内の協会けんぽ出張窓口は

令和5年3月10日(金)をもちまして、閉鎖いたします。

米子年金事務所内出張窓口への来訪者の減少、郵送によるお手続きの増加などから閉鎖することといたしました。ご利用のお客様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

※米子年金事務所の閉鎖ではありません。また、米子年金事務所へ協会けんぽ出張窓口の閉鎖についてのお問い合わせはご遠慮ください。

お問合せ先

「第三者等の行為」については
全国健康保険協会鳥取支部
レセプトグループ

☎ 0857-25-0053

〒680-8560 鳥取市今町2丁目112番地

「米子年金事務所内出張窓口の閉鎖」については
全国健康保険協会鳥取支部
業務グループ

☎ 0857-25-0052

アクティ日ノ丸総本社ビル 5階

すべての申請書は郵送で提出してください。

各種申請書はこちらから
ダウンロードできます！

協会けんぽ 鳥取 検索

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>





▼ヒューマンエラーとは？

ヒューマンエラーとは、人為的過誤や失敗(ミス)のことで、意図しない結果を生じる人間の行為とも説明されます。人間の生まれながらに持つ諸特性と人間を取り巻く広義の環境等により決定された行動のうち、ある期待された範囲から逸脱したもので、労働災害の主要な要因となります。いくら最新の工作機器を使っても、どこかに人間による操作があれば、ヒューマンエラーは起こりえて、労働災害も起こりえます。

▼ヒューマンエラーの原因とは

ヒューマンエラーにはいくつかの原因があるとされます。危険軽視・安易・慣れ・不注意・連絡不足・集団欠陥によるものが多いようです。これは個人や組織の安全に対する意識の欠如によるもので人間的・管理的要因と言えます。集団欠陥とは、組織の雰囲気の中で、生産第一になり、不安全な状態が放置されるような場合です。近道・省略行為本能、錯覚、場面行動本能によるものは、人間に備わった特性によるところが多く、人間の弱点を意識した安全行動が必要となります。場面行動本能とは瞬間的に注意が1点に集中すると、周りを見ずに行動してしまう本能のことです。単調反復作業や単調監視における意識低下もそれに近いものがあります。慌て・驚愕・パニックによるものも人間に備わった特性に関係しますが、起こり得る場面を想定した対応手順を準備しておき、予行演習をすることによりミスを減らすことはできます。無知・未熟練・不慣れ・経験不足・教育不足によるものは職場の安全教育の不備の問題です。近年増加している中高年労働者の労働機能の低下も重要な要因になりつつありますが、これも予測・準備が可能です。疾病・疲労・体質・過度な飲酒・ストレス・気象条件等によるものもありますが、これは適切な疾病管理、生活習慣改善で減らすことができます。

▼ヒューマンエラー対策の考え方

気の緩みや生活の乱れによるものとして、自己責任ととらえ、対応を個人任せにすると労働災害は一向に減りません。ヒューマンエラーを減らすための対策は、対策を行ってもエラーは起こり得ることもふまえて考えられなければなりません。ヒューマンエラーによる事故・災害防止対策とは、発生しがちなエラーを事故や災害へと発展させないための対策であり、エラーになり得る行為でも、他の条件を変化させ一連の流れを断ち切ることで、結果として事故・災害の発生を抑止するものです。

何かミスが起こっても、事象が連鎖し、災害につながることを防ぐようにすることが大切です。

▼具体的な防止対策

ヒューマンエラーの発生率を下げるために、重要だと言われていることには、ヒヤリ・ハットを隠さず、事例分析し、水平展開(同様のヒヤリ・ハットが起きかねない状況を調べて、予防措置を講じる)を行うこと、危険予知(KY)をして事前対策により危険レベルを下げておくこと、ダブルチェック、チェックリスト、5感によるチェック、一本道手順とゾーニング、情報の可視化やマニュアル改善、疑似体験やシミュレーション、従業員同士による自主的な相互の巡視体制等があります。

人間の特性により発生しやすいミスに対しては、機械設備側の改善で対応することが理想で、本質的な安全設計による防護対策のことで、フール・プルーフとフェイル・セーフ等の例があります。フール・プルーフとは、人間が操作や取扱いを誤っても災害につながらないように工夫された機能で、インターロックガードや両手で同時に押しボタンやレバーを操作しないと駆動できない両手操作機構などがあります。フェイル・セーフとは、故障や事故などの異常時においても安全側に作動するように工夫された機能のことで、電気機械のショートなどによる過電流が流れた際の焼き切れ、機器の過熱による他の部品の故障や、使用者への危険を回避する電気のヒューズなどがあります。しかし、すべての危険をなくすことはできないので、現在多くの職場では以下のような対策が取り組まれています。

安全に対する意識レベルを上げるための指差し呼称、KYT(危険予知訓練)、ヒヤリ・ハット対策、5S運動(整理・整頓・清掃・清潔・しつけによる災害防止)、システムの改善等です。



鳥取大学医学部
環境予防医学分野
教授

尾崎 米厚
(おさき よねあつ)



(一財)鳥取県社会保険協会からのお知らせ

電話 0857-27-1859 FAX 0857-30-7133

ホームページ

鳥取県社会保険協会

検索

契約保養施設 利用料補助・優待利用のご案内

鳥取県社会保険協会では、会員事業所(協会費を納付されている事業所に限ります。)の被保険者とその被扶養者が契約保養施設を利用した場合、宿泊料等の一部補助及び優待利用を行っています。

詳細につきましては、当協会ホームページ内の「契約保養施設利用補助」及び「契約保養施設優待利用」をご覧ください。



利用料補助施設

施設名	所在地	電話番号
氷ノ山高原の宿 氷太くん	鳥取県八頭郡若桜町つくよね	0858-82-1111
国民宿舎 ブランナールみささ	鳥取県東伯郡三朝町三朝	0858-43-2211
鳥取県市町村職員共済組合 渓泉閣	鳥取県東伯郡三朝町山田	0858-43-0828
国民宿舎 水明荘	鳥取県東伯郡湯梨浜町旭	0858-32-0411
ホテル大山しろがね	鳥取県西伯郡大山町大山	0859-52-2211
緑水園	鳥取県西伯郡南部町下中谷	0859-66-5111
但馬牧場公園まきばの宿	兵庫県美方郡新温泉町丹土	0796-92-1005

※宿泊利用者1人につき1,500円を補助(1年度に1事業所10名以内)。
利用申込書はホームページの「契約保養施設利用料補助」から印刷してください。

優待利用施設

- 船員保険会【4施設】
- ホテル法華クラブグループ【18施設】
- 高輪・品川プリンスホテルグループ【4施設】
- HMIホテルグループ【42施設】
- クア・アンド・ホテルグループ【4施設】
- その他【宿泊施設13施設・日帰り施設6施設】
- 湯快リゾートグループ【30施設】
- ダイワロイヤルホテル【25施設】
- 亀の井ホテルグループ【29施設】
- プリンスホテルご優待プラン
(全国のプリンスホテル・スキー場・ゴルフ場等)

※施設により優待内容、利用方法等が相違します。「施設利用会員証」の交付が必要です。交付申請書はホームページの「契約保養施設優待利用」から印刷してください。

※詳しい内容は、当協会のホームページをご覧ください。

鳥取支部

第37回

イキイキ健康づくりゴルフ大会の結果

10月23日(日)、旭国際浜村温泉ゴルフ倶楽部において
26名の参加により開催し、結果は次のとおりでした。

- 1位 優勝 高田 拓也 【 日 段 (株) 】
- 2位 準優勝 花原 久 【 三 洋 製 紙 (株) 】
- 3位 第3位 森 修治 【(公財) 鳥取県東部環境管理公社】

